

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年11月29日

【四半期会計期間】 第129期第2四半期(自平成23年7月1日至平成23年9月30日)

【会社名】 株式会社トマト銀行

【英訳名】 TOMATO BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 中川 隆 進

【本店の所在の場所】 岡山県岡山市北区番町2丁目3番4号

【電話番号】 岡山(086)221 - 1010(代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 谷口 善 昭

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区鍛冶町1丁目7番11号  
株式会社トマト銀行東京事務所

【電話番号】 東京(03)5256 - 1030(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員東京支店長兼東京事務所長 難波 和 彦

【縦覧に供する場所】 株式会社トマト銀行神戸支店  
(神戸市中央区元町通5丁目1番8号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪府中央区北浜1丁目8番16号)  
株式会社トマト銀行東京支店  
(東京都千代田区鍛冶町1丁目7番11号)  
株式会社トマト銀行大阪支店  
(大阪府西区北堀江1丁目1番18号)

(注) 東京支店及び大阪支店は、金融商品取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資者の便宜のため備えるものであります。

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

##### (1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成21年度 中間連結 会計期間	平成22年度 中間連結 会計期間	平成23年度 中間連結 会計期間	平成21年度	平成22年度
		(自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日)	(自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日)	(自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日)	(自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)	(自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日)
連結経常収益	百万円	9,712	9,238	8,888	19,524	18,549
連結経常利益	百万円	581	853	842	948	1,335
連結中間純利益	百万円	320	590	470		
連結当期純利益	百万円				778	786
連結中間包括利益	百万円		1,398	711		
連結包括利益	百万円					929
連結純資産額	百万円	34,126	35,762	35,426	34,652	35,003
連結総資産額	百万円	857,320	884,985	910,479	868,269	886,274
1株当たり純資産額	円	295.89	310.09	307.14	300.47	303.53
1株当たり中間純利益金額	円	2.78	5.13	4.08		
1株当たり当期純利益金額	円				6.76	6.83
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円					
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円					
自己資本比率	%	3.97	4.03	3.88	3.98	3.94
連結自己資本比率 (国内基準)	%	9.74	9.92	10.40	9.91	10.30
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,814	4,342	8,108	8,327	10,520
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,287	5,506	10,406	6,972	10,318
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	499	3	500	996	1,004
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	百万円	10,667	10,889	10,457	12,052	13,257
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	904 [204]	891 [197]	868 [187]	872 [202]	861 [195]

(注) 1 当社及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額は潜在株式がないため記載しておりません。

4 自己資本比率は、（期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末少数株主持分）を期末資産の部の合計で除して算出しております。

- 5 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出してあります。当社は国内基準を採用してあります。
- 6 平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。
- 7 平成22年度中間連結会計期間の連結中間包括利益の算定に当たり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理をしてあります。

(2) 当社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第127期中	第128期中	第129期中	第127期	第128期
決算年月		平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月	平成22年3月	平成23年3月
経常収益	百万円	9,587	9,132	8,852	19,287	18,338
経常利益	百万円	562	823	865	905	1,279
中間純利益	百万円	303	571	514		
当期純利益	百万円				742	746
資本金	百万円	14,310	14,310	14,310	14,310	14,310
発行済株式総数	千株	116,790	116,790	116,790	116,790	116,790
純資産額	百万円	34,053	35,645	35,322	34,558	34,865
総資産額	百万円	856,916	884,681	910,113	867,836	885,929
預金残高	百万円	796,351	819,651	843,215	807,025	822,598
貸出金残高	百万円	627,225	631,218	640,496	629,175	632,048
有価証券残高	百万円	190,095	203,794	216,658	198,091	206,785
1株当たり中間純利益金額	円	2.63	4.96	4.46		
1株当たり当期純利益金額	円				6.44	6.48
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円					
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円					
1株当たり配当額	円	2.50	2.50	2.50	5.00	5.00
自己資本比率	%	3.97	4.02	3.88	3.98	3.93
単体自己資本比率(国内基準)	%	9.74	9.91	10.39	9.90	10.28
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	868 [197]	858 [187]	838 [177]	838 [196]	830 [186]

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によってあります。
- 2 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出してあります。
- 3 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出してあります。当社は国内基準を採用してあります。
- 4 平成21年9月及び平成22年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前連結会計年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、重要な契約等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間(平成23年4月1日～平成23年9月30日)のわが国経済は、東日本大震災の影響により一時的に落ち込みましたが、サプライチェーンが修復したことから、持ち直しております。しかしながら、円高の進行・高止まり、欧米経済の先行き不安などにより、景気の下振れが懸念されます。

当社グループの主な営業基盤である岡山県内におきましても、全国と同様に、震災後、一時的に生産は低下しましたが、震災や節電の影響は比較的小さく、生産の持ち直しなどにより、景況感も改善傾向にあります。

このような環境のもと、当社は、お取引先の高度化・多様化する経営課題に関する相談や解決に向けたコンサルティング機能をより一層強化するとともに、地域の重点分野(環境・新エネルギー、医療・介護など)への取り組みや、お取引先の海外進出支援など、地域の成長基盤強化につながる取り組みをさらに進め、地域経済の発展に取り組んでおります。

こうした取り組みの結果、当第2四半期連結累計期間の業績は、次のとおりとなりました。

主要な勘定におきましては、預金残高は、流動性預金、定期性預金ともに増加し、当第2四半期連結累計期間中では206億円増加して8,431億円となりました。また、預り資産残高(預金、譲渡性預金は除く)は、個人年金保険の販売が堅調に推移しましたが、市況の低迷により株式投資信託の時価が下落したことから、当第2四半期連結累計期間中に40億円減少して1,212億円となりました。貸出金残高は、住宅ローン・消費者ローン等に積極的に取り組み、当第2四半期連結累計期間中に84億円増加して6,401億円となりました。有価証券残高は、当第2四半期連結累計期間中に98億円増加して2,166億円となりました。

損益面におきましては、連結経常収益は、日本銀行の金融緩和政策継続による貸出金利息の減少を主因に、前年同期比349百万円減少の8,888百万円となりました。連結経常利益は、債券売却損益が減少したものの、与信関連費用が減少したことに加え営業経費の削減に努めたことなどから、前年同期比10百万円減益の842百万円、連結中間純利益は、前年同期比120百万円減益の470百万円となりました。

また、事業部門別の損益状況は、銀行業では経常収益8,799百万円、経常利益825百万円となり、クレジットカード業では経常収益88百万円、経常利益16百万円となりました。

国内・国際業務部門別収支

資金運用収支は、前年同四半期比174百万円減少して6,579百万円となりました。

内訳は、資金運用収益が前年同四半期比333百万円減少の7,294百万円、資金調達費用が前年同四半期比158百万円減少の714百万円であります。

役務取引等収支は、前年同四半期比75百万円減少して423百万円となりました。

内訳は、役務取引等収益が前年同四半期比50百万円減少の1,198百万円、役務取引等費用が前年同四半期比24百万円増加の775百万円であります。

その他業務収支は、前年同四半期比164百万円減少して60百万円となりました。

内訳は、その他業務収益が前年同四半期比140百万円減少の134百万円、その他業務費用が前年同四半期比23百万円増加の74百万円であります。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	6,651	103	0	6,754
	当第2四半期連結累計期間	6,548	95	64	6,579
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	7,515	132	20	7,627
	当第2四半期連結累計期間	7,260	119	85	7,294
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	863	29	19	873
	当第2四半期連結累計期間	711	24	21	714
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	492	6		498
	当第2四半期連結累計期間	415	7		423
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	1,239	9		1,249
	当第2四半期連結累計期間	1,187	11		1,198
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	747	3		750
	当第2四半期連結累計期間	771	3		775
特定取引収支	前第2四半期連結累計期間				
	当第2四半期連結累計期間				
うち特定取引収益	前第2四半期連結累計期間				
	当第2四半期連結累計期間				
うち特定取引費用	前第2四半期連結累計期間				
	当第2四半期連結累計期間				
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	286	38	99	225
	当第2四半期連結累計期間	142	15	98	60
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	336	38	99	275
	当第2四半期連結累計期間	207	25	98	134
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	50			50
	当第2四半期連結累計期間	64	9		74

(注) 1 国内業務部門は当社及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2 相殺消去額は、連結会社間取引の相殺消去額と国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、前年同期比50百万円減少の1,198百万円となりました。

主な内訳は、預金・貸出業務が前年同期比6百万円増加の311百万円、為替業務が前年同期比2百万円減少の401百万円であります。

役務取引等費用は、前年同期比24百万円増加の775百万円となりました。うち為替業務は前年同期比0百万円増加の73百万円であります。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	1,239	9		1,249
	当第2四半期連結累計期間	1,187	11		1,198
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	305			305
	当第2四半期連結累計期間	311			311
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	395	8		403
	当第2四半期連結累計期間	392	9		401
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	210			210
	当第2四半期連結累計期間	236			236
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	180			180
	当第2四半期連結累計期間	105			105
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	9			9
	当第2四半期連結累計期間	10			10
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	23	1		25
	当第2四半期連結累計期間	17	1		19
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	747	3		750
	当第2四半期連結累計期間	771	3		775
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	69	3		72
	当第2四半期連結累計期間	70	3		73

(注) 1 国内業務部門は当社及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2 相殺消去額は、連結会社間取引の相殺消去額であります。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	816,822	2,828	104	819,547
	当第2四半期連結会計期間	839,824	3,391	52	843,163
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	333,158		104	333,054
	当第2四半期連結会計期間	347,163		52	347,111
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	481,408			481,408
	当第2四半期連結会計期間	490,495			490,495
うちその他	前第2四半期連結会計期間	2,255	2,828		5,084
	当第2四半期連結会計期間	2,165	3,391		5,556
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	2,505			2,505
	当第2四半期連結会計期間	5,850			5,850
総合計	前第2四半期連結会計期間	819,327	2,828	104	822,052
	当第2四半期連結会計期間	845,674	3,391	52	849,013

(注) 1 国内業務部門は当社及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

3 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

4 相殺消去額は、連結会社間取引の相殺消去額であります。

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	630,941	100.00	640,199	100.00
製造業	68,233	10.81	65,409	10.22
農業、林業	2,332	0.37	2,547	0.40
漁業	11	0.00	8	0.00
鉱業、採石業、砂利採取業	926	0.15	714	0.11
建設業	42,001	6.66	39,975	6.24
電気・ガス・熱供給・水道業	2,796	0.44	2,324	0.36
情報通信業	6,148	0.97	5,778	0.90
運輸業、郵便業	17,071	2.71	15,324	2.39
卸売業、小売業	68,236	10.81	61,361	9.58
金融業、保険業	31,832	5.05	46,061	7.20
不動産業、物品賃貸業	47,007	7.45	46,496	7.26
各種サービス業	60,868	9.65	58,352	9.12
地方公共団体	39,418	6.25	49,653	7.76
その他	244,054	38.68	246,190	38.46
特別国際金融取引勘定分				
政府等				
金融機関				
その他				
合計	630,941		640,199	

(注) 「国内」とは当社及び連結子会社であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物は、前年同四半期末比431百万円減少して10,457百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間中の営業活動によるキャッシュ・フローは、預金及び譲渡性預金の増加等を主因に、前年同四半期に比べ3,765百万円増加し、8,108百万円のプラスとなりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間中の投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却及び償還による収入の減少を主因に、前年同四半期に比べ4,899百万円減少し、10,406百万円のマイナスとなりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間中の財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後特約付借入金の減少等により、前年同四半期に比べ503百万円減少し、500百万円のマイナスとなりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。



(単体情報)

(参考)

当社の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
業務粗利益	7,398	7,052	345
経費(除く臨時処理分)	5,710	5,604	105
人件費	3,127	3,061	66
物件費	2,309	2,278	31
税金	272	264	8
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	1,688	1,448	240
一般貸倒引当金繰入額	473	106	366
業務純益	2,161	1,554	606
うち債券関係損益	178	36	142
臨時損益	1,338	689	649
株式等関係損益	212	159	53
不良債権処理額	1,003	403	599
貸出金償却	359	149	209
個別貸倒引当金繰入額	488	313	174
延滞債権等売却損		51	51
偶発損失引当金繰入額	111	71	39
償却債権取立益		183	183
その他	44		44
その他臨時損益	122	126	4
経常利益	823	865	42
特別損益	100	4	104
うち固定資産処分損益	10	4	6
うち減損損失	25		25
うち資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	22		22
税引前中間純利益	923	861	61
法人税、住民税及び事業税	475	331	143
法人税等調整額	123	15	139
法人税等合計	351	347	4
中間純利益	571	514	57

(注) 1 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + 特定取引収支 + その他業務収支

2 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5 従来「特別損益」に含めておりました「償却債権取立益」について、当期から不良債権処理額の内訳として表示しております。詳細につきましては「第4 経理の状況」中、「3 中間財務諸表」の「追加情報」に記載しております。

6 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却

7 株式等関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

## 2 利鞘(国内業務部門) (単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	1.77	1.66	0.11
(イ)貸出金利回	2.09	2.00	0.09
(ロ)有価証券利回	0.96	0.91	0.05
(2) 資金調達原価	1.57	1.46	0.11
(イ)預金等利回	0.17	0.13	0.04
(ロ)外部負債利回	1.78	1.74	0.04
(3) 総資金利鞘	-	0.20	0.00

(注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

## 3 ROE (単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前)	9.59	8.23	1.36
業務純益ベース	12.28	8.83	3.45
中間純利益ベース	3.24	2.92	0.32

## 4 預金・貸出金の状況(単体)

### (1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
預金(末残)	819,651	843,215	23,563
預金(平残)	812,258	834,677	22,418
貸出金(末残)	631,218	640,496	9,277
貸出金(平残)	623,499	625,510	2,011

### (2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
個人	637,699	665,905	28,206
法人	158,013	155,871	2,141
合計	795,712	821,777	26,064

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	236,657	239,395	2,737
住宅ローン残高	219,267	220,895	1,628
その他ローン残高	17,390	18,499	1,109

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	522,271	512,628	9,642
総貸出金残高	百万円	631,218	640,496	9,277
中小企業等貸出金比率	/ %	82.74	80.03	2.71
中小企業等貸出先件数	件	43,130	43,484	354
総貸出先件数	件	43,295	43,652	357
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.61	99.61	0.00

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受				
信用状	43	255	50	377
保証	616	3,313	545	2,936
計	659	3,568	595	3,313

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号、以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当社は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては基礎的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成22年9月30日 金額(百万円)	平成23年9月30日 金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	14,310	14,310
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本剰余金	12,491	12,491
	利益剰余金	6,878	6,969
	自己株式( )	476	480
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額( )	287	287
	その他有価証券の評価差損( )		
	為替換算調整勘定		
	新株予約権		
	連結子法人等の少数株主持分	81	91
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券		
	営業権相当額( )		
	のれん相当額( )		
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額( )		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額( )		
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)		
	繰延税金資産の控除金額( )		
	計 (A)	32,997	33,094
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)		
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	550	550
	一般貸倒引当金	2,019	1,893
	負債性資本調達手段等	8,124	9,000
	うち永久劣後債務(注2)		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	8,124	9,000
計	10,694	11,444	
うち自己資本への算入額 (B)	10,694	11,444	
控除項目	控除項目(注4) (C)	216	218
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	43,475	44,320
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	403,373	392,288
	オフ・バランス取引等項目	2,866	3,018
	信用リスク・アセットの額 (E)	406,239	395,307
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	31,595	30,717
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	2,527	2,457
計 (E) + (F) (H)	437,834	426,024	
連結自己資本比率(国内基準) = D / H × 100 (%)		9.92	10.40
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100 (%)		7.53	7.76

(注) 1 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等であります。

2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成22年9月30日	平成23年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	14,310	14,310
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本準備金	12,640	12,640
	その他資本剰余金		
	利益準備金	1,773	1,773
	その他利益剰余金	4,906	5,019
	その他		
	自己株式( )	461	464
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額( )	287	287
	その他有価証券の評価差損( )		
	新株予約権		
	営業権相当額( )		
	のれん相当額( )		
	企業結合により計上される無形固定資産相当額( )		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額( )		
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)		
	繰延税金資産の控除金額( )		
	計 (A)	32,880	32,991
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)		
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券		
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	550	550
	一般貸倒引当金	1,987	1,874
	負債性資本調達手段等	8,124	9,000
	うち永久劣後債務(注2)		
うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	8,124	9,000	
計	10,662	11,425	
うち自己資本への算入額 (B)	10,662	11,425	
控除項目	控除項目(注4) (C)	200	200
自己資本額 (A)+(B)-(C) (D)	43,343	44,216	
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	402,944	391,814
	オフ・バランス取引等項目	2,866	3,018
	信用リスク・アセットの額 (E)	405,810	394,833
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	31,173	30,394
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	2,493	2,431
計(E)+(F) (H)	436,984	425,227	
単体自己資本比率(国内基準) = D / H × 100 (%)		9.91	10.39
(参考) Tier 1比率 = A / H × 100 (%)		7.52	7.75

(注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等であります。

2 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当社の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成22年9月30日	平成23年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	69	58
危険債権	156	169
要管理債権	27	42
正常債権	6,181	6,233

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	177,800,000
計	177,800,000

###### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年11月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	116,790,300	同左	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、株主 としての権利内容に制限のな い標準となる株式 単元株式数は1,000株であり ます。
計	116,790,300	同左		

##### (2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当ありません。

##### (4) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

##### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年7月1日～ 平成23年9月30日		116,790		14,310,000		12,640,591

##### (6) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8 11	7,157	6.12
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8 11	5,682	4.86
株式会社みずほコーポレート 銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3 3	3,600	3.08
トマト銀行職員持株会	岡山市北区番町2丁目3番4号	3,446	2.95
株式会社もみじ銀行	広島市中区胡町1番24号	3,404	2.91
株式会社中国銀行	岡山市北区丸の内1丁目15 20	3,390	2.90
朝日生命保険相互会社	東京都千代田区大手町2丁目6 1	2,660	2.27
住友信託銀行株式会社	大阪市中央区北浜4丁目5 33	2,000	1.71
岡山県	岡山市北区内山下2丁目4 - 6	1,980	1.69
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1丁目26 - 1	1,921	1.64
計		35,242	30.17

(注) 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4) 7,157千株  
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 5,682千株

(7) 【議決権の状況】  
【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,708,000		株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 113,823,000	113,823	同上
単元未満株式	普通株式 1,259,300		同上
発行済株式総数	116,790,300		
総株主の議決権		113,823	

(注) 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1千株含まれております。また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が1個含まれております。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社トマト銀行	岡山市北区番町2丁目3 番4号	1,708,000		1,708,000	1.46
計		1,708,000		1,708,000	1.46

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。



## 第4 【経理の状況】

- 1 当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号、以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 3 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 4 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表】  
(1)【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	7 16,838	7 13,807
コールローン及び買入手形	15,000	24,000
商品有価証券	496	512
有価証券	1, 7, 13 206,801	1, 7, 13 216,675
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 8 631,794	2, 3, 4, 5, 6, 8 640,199
外国為替	6 1,024	6 832
その他資産	7 4,745	7 4,580
有形固定資産	9, 10 10,171	9, 10 10,182
無形固定資産	625	546
繰延税金資産	3,092	2,927
支払承諾見返	3,199	3,205
貸倒引当金	7,515	6,989
資産の部合計	886,274	910,479
<b>負債の部</b>		
預金	7 822,480	7 843,163
譲渡性預金	1,481	5,850
コールマネー及び売渡手形	3,159	578
借入金	7, 11 6,875	7, 11 5,933
外国為替	0	0
社債	12 5,000	12 7,000
その他負債	6,896	7,163
退職給付引当金	775	790
役員退職慰労引当金	180	185
睡眠預金払戻損失引当金	82	63
偶発損失引当金	394	386
再評価に係る繰延税金負債	9 697	9 697
負ののれん	47	35
支払承諾	3,199	3,205
負債の部合計	851,270	875,052
<b>純資産の部</b>		
資本金	14,310	14,310
資本剰余金	12,491	12,491
利益剰余金	6,786	6,969
自己株式	479	480
株主資本合計	33,109	33,290
その他有価証券評価差額金	1,285	1,517
繰延ヘッジ損益	0	0
土地再評価差額金	9 526	9 526
その他の包括利益累計額合計	1,812	2,043
少数株主持分	82	91
純資産の部合計	35,003	35,426
負債及び純資産の部合計	886,274	910,479

(2)【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】  
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
経常収益	9,238	8,888
資金運用収益	7,627	7,294
(うち貸出金利息)	6,579	6,312
(うち有価証券利息配当金)	1,006	942
役務取引等収益	1,249	1,198
その他業務収益	275	134
その他経常収益	85	261 <sup>1</sup>
経常費用	8,384	8,046
資金調達費用	873	714
(うち預金利息)	727	546
役務取引等費用	750	775
その他業務費用	50	74
営業経費	5,904	5,796
その他経常費用	806 <sup>2</sup>	685 <sup>2</sup>
経常利益	853	842
特別利益	159	-
償却債権取立益	159	-
特別損失	59	4
固定資産処分損	10	4
減損損失	25 <sup>3</sup>	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	22	-
税金等調整前中間純利益	953	838
法人税、住民税及び事業税	482	340
法人税等調整額	123	17
法人税等合計	358	358
少数株主損益調整前中間純利益	594	480
少数株主利益	4	9
中間純利益	590	470

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	594	480
その他の包括利益	803	231
その他有価証券評価差額金	802	231
繰延ヘッジ損益	0	0
持分法適用会社に対する持分相当額	0	0
中間包括利益	1,398	711
親会社株主に係る中間包括利益	1,393	702
少数株主に係る中間包括利益	4	9

## (3)【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高	14,310	14,310
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	14,310	14,310
<b>資本剰余金</b>		
当期首残高	12,491	12,491
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	12,491	12,491
<b>利益剰余金</b>		
当期首残高	6,576	6,786
当中間期変動額		
剰余金の配当	287	287
中間純利益	590	470
自己株式の処分	0	-
当中間期変動額合計	302	182
当中間期末残高	6,878	6,969
<b>自己株式</b>		
当期首残高	476	479
当中間期変動額		
自己株式の取得	0	1
自己株式の処分	0	-
当中間期変動額合計	0	1
当中間期末残高	476	480
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	32,901	33,109
当中間期変動額		
剰余金の配当	287	287
中間純利益	590	470
自己株式の取得	0	1
自己株式の処分	0	-
当中間期変動額合計	302	181
当中間期末残高	33,203	33,290

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
<b>その他の包括利益累計額</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
当期首残高	1,147	1,285
<b>当中間期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	802	231
当中間期変動額合計	802	231
当中間期末残高	1,950	1,517
<b>繰延ヘッジ損益</b>		
当期首残高	0	0
<b>当中間期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	0	0
当中間期変動額合計	0	0
当中間期末残高	0	0
<b>土地再評価差額金</b>		
当期首残高	526	526
<b>当中間期変動額</b>		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	526	526
<b>その他の包括利益累計額合計</b>		
当期首残高	1,673	1,812
<b>当中間期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	803	231
当中間期変動額合計	803	231
当中間期末残高	2,476	2,043
<b>少数株主持分</b>		
当期首残高	77	82
<b>当中間期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	4	9
当中間期変動額合計	4	9
当中間期末残高	81	91
<b>純資産合計</b>		
当期首残高	34,652	35,003
<b>当中間期変動額</b>		
剰余金の配当	287	287
中間純利益	590	470
自己株式の取得	0	1
自己株式の処分	0	-
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	807	241
当中間期変動額合計	1,109	423
当中間期末残高	35,762	35,426

(4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前中間純利益	953	838
減価償却費	345	335
減損損失	25	-
負ののれん償却額	11	11
持分法による投資損益(は益)	0	0
貸倒引当金の増減( )	1,120	526
退職給付引当金の増減額(は減少)	42	14
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	17	4
睡眠預金払戻損失引当金の増減( )	37	19
偶発損失引当金の増減( )	48	8
資金運用収益	7,627	7,294
資金調達費用	873	714
有価証券関係損益( )	30	110
為替差損益(は益)	1	1
固定資産処分損益(は益)	6	2
貸出金の純増( )減	1,983	8,405
預金の純増減( )	12,608	20,682
譲渡性預金の純増減( )	1,315	4,368
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減( )	694	1,266
預け金(日銀預け金を除く)の純増( )減	3	231
コールローン等の純増( )減	10,500	9,000
コールマネー等の純増減( )	185	2,580
外国為替(資産)の純増( )減	527	192
外国為替(負債)の純増減( )	4	0
資金運用による収入	7,820	7,502
資金調達による支出	892	787
その他	1,170	1,125
小計	4,486	8,758
法人税等の支払額	144	650
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,342	8,108
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	67,504	53,208
有価証券の売却による収入	48,712	36,234
有価証券の償還による収入	13,542	6,823
有形固定資産の取得による支出	159	233
無形固定資産の取得による支出	97	25
有形固定資産の売却による収入	-	3
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,506	10,406

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
劣後特約付借入れによる収入	500	-
劣後特約付借入金の返済による支出	208	2,208
劣後特約付社債の発行による収入	-	2,000
配当金の支払額	287	287
自己株式の取得による支出	0	1
自己株式の売却による収入	0	-
その他	-	3
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>3</b>	<b>500</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	1	1
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,162	2,799
現金及び現金同等物の期首残高	12,052	13,257
現金及び現金同等物の中間期末残高	10,889	10,457



【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1 連結の範囲に関する事項

	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
連結子会社 2社	トマトビジネス株式会社、トマトカード株式会社であります。 なお、子会社はすべて連結しております。

2 持分法の適用に関する事項

	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
持分法適用の関連会社 1社	トマトリース株式会社であり、関連会社はすべて持分法を適用しております。

3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。	
9月末日 2社	

4 開示対象特別目的会社に関する事項

前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
該当ありません。	同 左	同 左

5 会計処理基準に関する事項

	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
(2) 有価証券の評価基準及び評価方法	(イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のある株式、受益証券及び出資証券は中間連結決算日前1カ月の市場価格等の平均価格、それ以外のものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
(4) 減価償却の方法	有形固定資産（リース資産を除く） 当社の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：7年～50年 その他：2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、当社と同じ基準により償却しております。 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。 リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,999百万円（前連結会計年度末は5,743百万円）であります。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
<p>(6) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として14年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から損益処理 なお、会計基準変更時差異(4,289百万円)については、主として14年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>
<p>(7) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>
<p>(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。</p>
<p>(9) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。</p>
<p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準 当社の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>
<p>(11) リース取引の処理方法 当社及び連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>
<p>(12) 重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 当社のヘッジ会計の方法は、「金融商品会計に関する実務指針」及び「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき、固定金利の預金・貸出金等に係る相場変動の相殺及び変動金利の預金・貸出金等に係るキャッシュ・フローの固定化を目的に、ヘッジ対象を取引単位で識別する個別ヘッジとリスクの共通する複数取引を対象とする包括ヘッジを採用しております。これは、期初に定める市場リスク管理方針に基づいて行うリスク管理であり、当中間連結会計期間においては「金利スワップの特例処理」による会計処理のみを行っております。 連結子会社にはヘッジ会計を適用する取引はありません。 (ロ)為替変動リスク・ヘッジ 当社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>

<p>当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)</p>
<p>(13) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>
<p>(14) 消費税等の会計処理 当社及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>
<p>(15) 税効果会計に関する事項 中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当社及び連結子会社の決算期において予定している剰余金の処分による不動産圧縮積立金取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。</p>

【追加情報】

<p>当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)</p>
<p>当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。 なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間連結会計期間の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間連結会計期間については遡及処理を行っておりません。</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年 3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年 9月30日)
<p>1 有価証券には、関連会社の株式16百万円を含んでおります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は1,025百万円、延滞債権額は21,831百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は89百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,381百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は25,328百万円あります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>1 有価証券には、関連会社の株式17百万円を含んでおります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は1,403百万円、延滞債権額は21,245百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は294百万円あります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,969百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は26,914百万円あります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は10,143百万円であります。</p>	<p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は8,538百万円であります。</p>
<p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p>	<p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p>
<p>有価証券 10,171百万円</p>	<p>有価証券 10,162百万円</p>
<p>預け金 91百万円</p>	<p>預け金 91百万円</p>
<p>担保資産に対応する債務</p>	<p>担保資産に対応する債務</p>
<p>預金 3,750百万円</p>	<p>預金 11,218百万円</p>
<p>借入金 800百万円</p>	<p>借入金 1,800百万円</p>
<p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券15,148百万円を差し入れております。</p>	<p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券15,206百万円を差し入れております。</p>
<p>また、その他資産のうち保証金は165百万円であり ます。</p>	<p>また、その他資産のうち保証金は165百万円であり ます。</p>
<p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は66,318百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが64,969百万円あります。</p>	<p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は66,294百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが66,292百万円あります。</p>
<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)、平成11年3月31日の同法律の改正に基づき、当社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">2,283百万円</p> <p>10 有形固定資産の減価償却累計額 9,594百万円</p> <p>11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金4,624百万円が含まれております。</p> <p>12 社債は、劣後特約付社債5,000百万円であります。</p> <p>13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は6,440百万円であります。</p>	<p>9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)、平成11年3月31日の同法律の改正に基づき、当社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">2,345百万円</p> <p>10 有形固定資産の減価償却累計額 9,714百万円</p> <p>11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,416百万円が含まれております。</p> <p>12 社債は、劣後特約付社債7,000百万円であります。</p> <p>13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は5,499百万円であります。</p>

## (中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
<p>2 その他経常費用には、貸出金償却367百万円、貸倒引当金繰入額9百万円、株式等償却217百万円を含んでおります。</p> <p>3 使用方法の変更や市場価格の著しい低下により、資産グループのうち割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないものについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額25百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>・岡山県外 用途 営業用店舗3か所 種類 建物動産等 減損損失 25百万円 資産のグルーピングの方法は、営業用店舗については管理会計上の最小区分である営業店単位で行っており、その他遊休資産等については各々独立した単位で行っております。 資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」(国土交通省平成14年7月3日)に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	<p>1 その他経常収益には、償却債権取立益183百万円を含んでおります。</p> <p>2 その他経常費用には、貸出金償却157百万円、貸倒引当金繰入額189百万円、株式等償却159百万円を含んでおります。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	116,790			116,790	
合計	116,790			116,790	
自己株式					
普通株式	1,724	4	0	1,727	(注)
合計	1,724	4	0	1,727	

(注) 当中間連結会計期間の株式の変動理由は、増加については単元未満株式の買取り、減少については単元未満株式買増請求によるものであります。

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	287	2.50	平成22年3月31日	平成22年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年11月12日 取締役会	普通株式	287	利益剰余金	2.50	平成22年9月30日	平成22年12月7日

当中間連結会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	116,790			116,790	
合計	116,790			116,790	
自己株式					
普通株式	1,741	7		1,748	(注)
合計	1,741	7		1,748	

(注) 当中間連結会計期間の株式の変動理由は、増加については単元未満株式の買取りによるものであります。

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	287	2.50	平成23年3月31日	平成23年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年11月11日 取締役会	普通株式	287	利益剰余金	2.50	平成23年9月30日	平成23年12月7日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)	1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)
平成22年 9月30日現在	平成23年 9月30日現在
現金預け金勘定 13,078	現金預け金勘定 13,807
普通預け金 1,707	普通預け金 1,832
当座預け金 81	当座預け金 135
定期預け金 171	定期預け金 1,171
その他 228	その他 209
現金及び現金同等物 10,889	現金及び現金同等物 10,457

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

前連結会計年度(平成23年 3月31日)

(ア) 有形固定資産

事務機械であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

当中間連結会計期間(平成23年 9月30日)

(ア) 有形固定資産

事務機械であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5 会計処理基準に関する事項」の「(4) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

前連結会計年度(平成23年 3月31日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	年度末残高相当額
有形固定資産	57	34		21
無形固定資産	105	62		43
合計	163	97		65

当中間連結会計期間(平成23年 9月30日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	中間連結会計期間末 残高相当額
有形固定資産	64	37		25
無形固定資産	111	73		37
合計	175	111		63

未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年 3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年 9月30日)
1年内	35	32
1年超	38	40
合計	74	72

リース資産減損勘定期末残高

前連結会計年度（平成23年3月31日）

リース資産減損勘定年度末残高 百万円

当中間連結会計期間（平成23年9月30日）

リース資産減損勘定中間連結会計期間末残高 百万円

支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失  
(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
支払リース料	33	19
リース資産減損勘定の取崩額		
減価償却費相当額	29	16
支払利息相当額	3	1
減損損失		

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	32	38
1年超	207	239
合計	240	277



## (金融商品関係)

## 金融商品の時価等に関する事項

前連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式は、次表には含めておりません(注2)参照)。また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	16,838	16,838	
(2) コールローン及び買入手形	15,000	15,000	
(3) 有価証券	206,038	206,811	773
満期保有目的の債券	27,240	28,013	773
その他有価証券	178,798	178,798	
(4) 貸出金	631,794		
貸倒引当金	7,385		
(*1)	624,408	633,463	9,054
資産計	862,285	872,113	9,827
(1) 預金	822,480	823,569	1,088
(2) 譲渡性預金	1,481	1,481	
負債計	823,961	825,050	1,088
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	23	23	
ヘッジ会計が適用されているもの	0	0	
デリバティブ取引計	23	23	

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

## (注1) 金融商品の時価の算定方法

## 資産

## (1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (2) コールローン及び買入手形

これらは、残存期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は業界団体が公表する取引価格等の市場価格によっております。自社保証付私募債は、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割引くことにより、現在価値を算定しております。

変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって連結貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引き続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は1,154百万円増加、「繰延税金資産」は466百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は687百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、当社が保有する15年変動利付国債について、日本証券業協会公表の店頭売買参考統計値(10年、20年、30年の利付国債)及び10年スワップションボラティリティのデータを使用し、フォワードレートプライシングモデルにより算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券の時価等については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより、現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値または担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表計上額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	746
合計	746

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなくかつ将来キャッシュ・フローが約定されていないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 当連結会計年度において、非上場株式について8百万円減損処理を行っております。

当中間連結会計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日）

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式は、次表には含めておりません（注2）参照）。また、中間連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位:百万円)

	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	13,807	13,807	
(2) コールローン及び買入手形	24,000	24,000	
(3) 有価証券	215,911	216,994	1,083
満期保有目的の債券	27,315	28,399	1,083
その他有価証券	188,595	188,595	
(4) 貸出金	640,199		
貸倒引当金	6,855		
(*1)	633,343	643,989	10,645
資産計	887,062	898,791	11,729
(1) 預金	843,163	844,094	931
(2) 譲渡性預金	5,850	5,850	
負債計	849,013	849,944	931
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	38	38	
ヘッジ会計が適用されているもの	0	0	
デリバティブ取引計	38	38	

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は業界団体が公表する取引価格等の市場価格によっております。自社保証付私募債は、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより、現在価値を算定しております。

変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引き続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は430百万円増加、「繰延税金資産」は173百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は256百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、当社が保有する15年変動利付国債について、日本証券業協会公表の店頭売買参考統計値（10年、20年、30年の利付国債）及び10年スワップションボラティリティのデータを使用し、フォワードレートプライシングモデルにより算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券の時価等については、「（有価証券関係）」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより、現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値または担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表計上額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式(*)	746
合計	746

(\*) 非上場株式については、市場価格がなくかつ将来キャッシュ・フローが約定されていないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

[次へ](#)

(有価証券関係)

「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

前連結会計年度

1 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	25,193	25,986	792
	地方債			
	社債	500	503	3
	その他			
	うち外国債券			
	小 計	25,693	26,489	796
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	1,046	1,043	3
	地方債			
	社債			
	その他	500	480	19
	うち外国債券	500	480	19
	小 計	1,546	1,523	23
合 計		27,240	28,013	773

2 その他有価証券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,855	1,392	463
	債券	120,144	118,010	2,134
	国債	81,513	79,918	1,595
	地方債	4,744	4,627	116
	社債	33,886	33,463	423
	その他	11,705	11,611	93
	うち外国債券	11,702	11,611	91
	小 計	133,705	131,013	2,691
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,289	1,458	168
	債券	34,568	34,939	371
	国債	23,857	24,150	293
	地方債	5,350	5,352	2
	社債	5,360	5,436	75
	その他	9,235	9,358	123
	うち外国債券	9,231	9,354	123
	小 計	45,092	45,756	663
合 計		178,798	176,770	2,028

3 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、株式437百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおりであります。

- (1) 簿価に対して時価の下落率が50%以上の銘柄は、全て減損
- (2) 下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去の株価傾向、発行会社の業績・信用リスクの推移等を検討し、回復する可能性がないと判断されるものは、全て減損

当中間連結会計期間

1 満期保有目的の債券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が中間連結貸借 対照表計上額を超え るもの	国債	26,315	27,416	1,100
	地方債			
	社債	500	503	3
	その他			
	うち外国債券			
	小 計	26,815	27,919	1,104
時価が中間連結貸借 対照表計上額を超え ないもの	国債			
	地方債			
	社債			
	その他	500	479	20
	うち外国債券	500	479	20
	小 計	500	479	20
合 計		27,315	28,399	1,083

2 その他有価証券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	2,072	1,562	509
	債券	121,884	119,649	2,234
	国債	82,770	81,169	1,600
	地方債	5,120	4,974	146
	社債	33,993	33,506	487
	その他	8,039	7,947	92
	うち外国債券	8,011	7,921	90
		小 計	131,996	129,159
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	971	1,128	157
	債券	44,319	44,393	73
	国債	35,146	35,179	33
	地方債	5,000	5,000	
	社債	4,173	4,213	40
	その他	11,307	11,506	199
	うち外国債券	11,280	11,478	197
		小 計	56,598	57,028
合 計		188,595	186,188	2,407

3 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、株式159百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおりであります。

- (1) 簿価に対して時価の下落率が50%以上の銘柄は、全て減損
- (2) 下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去の株価傾向、発行会社の業績・信用リスクの推移等を検討し、回復する可能性がないと判断されるものは、全て減損

[次へ](#)

(金銭の信託関係)

前連結会計年度

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成23年3月31日現在)  
該当ありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成23年3月31日現在)  
該当ありません。

当中間連結会計期間

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成23年9月30日現在)  
該当ありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成23年9月30日現在)  
該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

前連結会計年度

その他有価証券評価差額金(平成23年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	2,028
その他有価証券	2,028
その他の金銭の信託	
( ) 繰延税金負債	742
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,285
( ) 少数株主持分相当額	
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	0
その他有価証券評価差額金	1,285

当中間連結会計期間

その他有価証券評価差額金(平成23年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	2,407
その他有価証券	2,407
その他の金銭の信託	
( ) 繰延税金負債	890
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,517
( ) 少数株主持分相当額	
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	0
その他有価証券評価差額金	1,517

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成23年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物 売建 買建 金利オプション 売建 買建				
店頭	金利先渡契約 売建 買建 金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定 受取変動・支払変動 金利オプション 売建 買建 その他 売建 買建	2,000	2,000	21	21
	合計			21	21

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引（平成23年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物 売建 買建 通貨オプション 売建 買建				
店頭	通貨スワップ 為替予約 売建 買建 通貨オプション 売建 買建 その他 売建 買建	536 459		3 6	3 6
	合計			2	2

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成23年3月31日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成23年3月31日現在）

該当ありません。

(5) 商品関連取引（平成23年3月31日現在）

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成23年3月31日現在）

該当ありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成23年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時 価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金、借入金	3,010	2,010	(注)
	合計				

(注) 1 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

2 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金及び借入金と一体として処理されているため、「(金融商品関係)」における時価については、当該科目の時価に含めて算定しております。

(2) 通貨関連取引（平成23年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時 価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約	外貨建の貸出金	199		0
	合計				0

(注) 1 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成23年3月31日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成23年3月31日現在）

該当ありません。



当中間連結会計期間

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成23年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物 売建 買建 金利オプション 売建 買建				
店頭	金利先渡契約 売建 買建 金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定 受取変動・支払変動 金利オプション 売建 買建 その他 売建 買建	2,000	2,000	29	29
	合計			29	29

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引（平成23年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物 売建 買建 通貨オプション 売建 買建				
店頭	通貨スワップ 為替予約 売建 買建 通貨オプション 売建 買建 その他 売建 買建	395 317		22 13	22 13
	合計			8	8

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成23年9月30日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成23年9月30日現在）

該当ありません。

(5) 商品関連取引（平成23年9月30日現在）

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成23年9月30日現在）

該当ありません。

## 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成23年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時 価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	1,920		(注)
	合計				

(注) 1 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

2 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金及び借入金と一体として処理されているため、「(金融商品関係)」における時価については、当該科目の時価に含めて算定しております。

(2) 通貨関連取引（平成23年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時 価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約	外貨建の貸出金	199		0
	合計				0

(注) 1 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成23年9月30日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成23年9月30日現在）

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

該当ありません。

当中間連結会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

該当ありません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(平成23年3月31日)

当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	31百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	百万円
その他増減額(は減少)	7百万円
期末残高	25百万円

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

当中間連結会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	25百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	百万円
その他増減額(は減少)	0百万円
当中間連結会計期間末残高	25百万円

[前△](#)

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

当社グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当社グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、「その他」にはクレジットカード業務等が含まれております。

当中間連結会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

当社グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当社グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、「その他」にはクレジットカード業務等が含まれております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1 サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	6,579	1,244	1,413	9,238

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

1 サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	6,312	1,052	1,523	8,888

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループは銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当ありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当ありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

		前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1株当たり純資産額	円	303.53	307.14

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
純資産の部の合計額	百万円	35,003	35,426
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	82	91
うち少数株主持分	百万円	82	91
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	34,921	35,334
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	115,048	115,041

2 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	円	5.13	4.08
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	590	470
普通株主に帰属しない金額	百万円		
普通株式に係る中間純利益	百万円	590	470
普通株式の中間期中平均株式数	千株	115,064	115,045

(注) なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

- 2 【その他】  
該当事項はありません。

3【中間財務諸表】  
(1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	7 16,837	7 13,806
コールローン	15,000	24,000
商品有価証券	496	512
有価証券	1, 7, 13 206,785	1, 7, 13 216,658
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 8 632,048	2, 3, 4, 5, 6, 8 640,496
外国為替	6 1,024	6 832
その他資産	7 3,926	7 3,713
有形固定資産	9, 10 10,171	9, 10 10,182
無形固定資産	624	545
繰延税金資産	3,071	2,908
支払承諾見返	3,308	3,313
貸倒引当金	7,363	6,854
資産の部合計	885,929	910,113
<b>負債の部</b>		
預金	7 822,598	7 843,215
譲渡性預金	1,481	5,850
コールマネー	3,159	578
借入金	7, 11 6,825	7, 11 5,883
外国為替	0	0
社債	12 5,000	12 7,000
その他負債	6,574	6,837
未払法人税等	655	349
リース債務	26	38
資産除去債務	25	25
その他の負債	5,867	6,424
退職給付引当金	770	784
役員退職慰労引当金	172	180
睡眠預金払戻損失引当金	82	63
偶発損失引当金	394	386
再評価に係る繰延税金負債	9 697	9 697
支払承諾	3,308	3,313
負債の部合計	851,064	874,791

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<b>純資産の部</b>		
資本金	14,310	14,310
資本剰余金	12,640	12,640
資本準備金	12,640	12,640
利益剰余金	6,565	6,792
利益準備金	1,773	1,773
その他利益剰余金	4,792	5,019
不動産圧縮積立金	180	180
別途積立金	3,547	3,547
繰越利益剰余金	1,064	1,291
自己株式	463	464
株主資本合計	33,053	33,278
その他有価証券評価差額金	1,285	1,517
繰延ヘッジ損益	0	0
土地再評価差額金	9,526	9,526
評価・換算差額等合計	1,812	2,043
純資産の部合計	34,865	35,322
負債及び純資産の部合計	885,929	910,113



(2)【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
経常収益	9,132	8,852
資金運用収益	7,590	7,328
(うち貸出金利息)	6,542	6,282
(うち有価証券利息配当金)	1,005	1,006
役務取引等収益	1,179	1,126
その他業務収益	289	148
その他経常収益	73	<sup>1</sup> 249
経常費用	8,309	7,986
資金調達費用	871	712
(うち預金利息)	727	546
役務取引等費用	739	763
その他業務費用	49	73
営業経費	<sup>2</sup> 5,847	<sup>2</sup> 5,742
その他経常費用	<sup>3</sup> 801	<sup>3</sup> 693
経常利益	823	865
特別利益	<sup>4</sup> 159	-
特別損失	<sup>5, 6</sup> 59	<sup>5</sup> 4
税引前中間純利益	923	861
法人税、住民税及び事業税	475	331
法人税等調整額	123	15
法人税等合計	351	347
中間純利益	571	514

(3)【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高	14,310	14,310
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	14,310	14,310
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
当期首残高	12,640	12,640
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	12,640	12,640
<b>資本剰余金合計</b>		
当期首残高	12,640	12,640
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	12,640	12,640
<b>利益剰余金</b>		
<b>利益準備金</b>		
当期首残高	1,773	1,773
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	1,773	1,773
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>不動産圧縮積立金</b>		
当期首残高	184	180
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	184	180
<b>別途積立金</b>		
当期首残高	3,547	3,547
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	3,547	3,547
<b>繰越利益剰余金</b>		
当期首残高	889	1,064
当中間期変動額		
剰余金の配当	287	287
中間純利益	571	514
自己株式の処分	0	-
当中間期変動額合計	284	226
当中間期末残高	1,173	1,291

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
<b>利益剰余金合計</b>		
当期首残高	6,395	6,565
当中間期変動額		
剰余金の配当	287	287
中間純利益	571	514
自己株式の処分	0	-
当中間期変動額合計	284	226
当中間期末残高	6,679	6,792
<b>自己株式</b>		
当期首残高	460	463
当中間期変動額		
自己株式の取得	0	1
自己株式の処分	0	-
当中間期変動額合計	0	1
当中間期末残高	461	464
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	32,885	33,053
当中間期変動額		
剰余金の配当	287	287
中間純利益	571	514
自己株式の取得	0	1
自己株式の処分	0	-
当中間期変動額合計	283	225
当中間期末残高	33,168	33,278
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
当期首残高	1,147	1,285
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	802	231
当中間期変動額合計	802	231
当中間期末残高	1,950	1,517
<b>繰延ヘッジ損益</b>		
当期首残高	0	0
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	0	0
当中間期変動額合計	0	0
当中間期末残高	0	0
<b>土地再評価差額金</b>		
当期首残高	526	526
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	526	526

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
<b>評価・換算差額等合計</b>		
当期首残高	1,673	1,812
<b>当中間期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	803	231
<b>当中間期変動額合計</b>	<b>803</b>	<b>231</b>
当中間期末残高	2,476	2,043
<b>純資産合計</b>		
当期首残高	34,558	34,865
<b>当中間期変動額</b>		
剰余金の配当	287	287
中間純利益	571	514
自己株式の取得	0	1
自己株式の処分	0	-
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	803	231
<b>当中間期変動額合計</b>	<b>1,086</b>	<b>457</b>
当中間期末残高	35,645	35,322

【重要な会計方針】

	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
2 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式、受益証券及び出資証券は中間決算日前1カ月の市場価格等の平均価格、株式、受益証券及び出資証券以外は中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：7年～50年 その他：2年～20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,999百万円(前事業年度末は5,743百万円)であります。

	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
	<p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理 なお、会計基準変更時差異(4,289百万円)については、14年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(4) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。</p> <p>(5) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。</p>
6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8 ヘッジ会計の方法	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ ヘッジ会計の方法は、「金融商品会計に関する実務指針」及び「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、固定金利の預金・貸出金等に係る相場変動の相殺及び変動金利の預金・貸出金等に係るキャッシュ・フローの固定化を目的に、ヘッジ対象を取引単位で識別する個別ヘッジとリスクの共通する複数取引を対象とする包括ヘッジを採用しております。これは、期初に定める市場リスク管理方針に基づいて行うリスク管理であり、当中間会計期間においては「金利スワップの特例処理」による会計処理のみを行っております。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>
9 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。
10 税効果会計に関する事項	中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当期において予定している剰余金の処分による不動産圧縮積立金取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。

【追加情報】

<p>当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)</p>
<p>当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。 なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間会計期間の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間会計期間については遡及処理を行っておりません。</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年 3月31日)	当中間会計期間 (平成23年 9月30日)
<p>1 関係会社の株式総額 12百万円</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は1,025百万円、延滞債権額は21,824百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は89百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,381百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は25,320百万円あります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は10,143百万円あります。</p>	<p>1 関係会社の株式総額 12百万円</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は1,403百万円、延滞債権額は21,240百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は294百万円あります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,969百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は26,908百万円あります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は8,538百万円あります。</p>

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)																		
<p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">10,171百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預け金</td> <td style="text-align: right;">91百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預金</td> <td style="text-align: right;">3,750百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入金</td> <td style="text-align: right;">800百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券15,148百万円を差し入れております。 子会社、関連会社の借入金等の担保として差し入れているものはありません。 また、その他資産のうち保証金は165百万円であります。</p> <p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は65,155百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが63,806百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)、平成11年3月31日の同法律の改正に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成11年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">2,283百万円</td> </tr> </table> <p>10 有形固定資産の減価償却累計額 9,589百万円</p>	有価証券	10,171百万円	預け金	91百万円	預金	3,750百万円	借入金	800百万円	2,283百万円	<p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">10,162百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預け金</td> <td style="text-align: right;">91百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預金</td> <td style="text-align: right;">11,218百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入金</td> <td style="text-align: right;">1,800百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券15,206百万円を差し入れております。 子会社、関連会社の借入金等の担保として差し入れているものはありません。 また、その他資産のうち保証金は165百万円であります。</p> <p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は65,077百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが65,075百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)、平成11年3月31日の同法律の改正に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成11年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">2,345百万円</td> </tr> </table> <p>10 有形固定資産の減価償却累計額 9,708百万円</p>	有価証券	10,162百万円	預け金	91百万円	預金	11,218百万円	借入金	1,800百万円	2,345百万円
有価証券	10,171百万円																		
預け金	91百万円																		
預金	3,750百万円																		
借入金	800百万円																		
2,283百万円																			
有価証券	10,162百万円																		
預け金	91百万円																		
預金	11,218百万円																		
借入金	1,800百万円																		
2,345百万円																			



前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<p>11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金4,624百万円が含まれております。</p> <p>12 社債は、劣後特約付社債5,000百万円であります。</p> <p>13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当社の保証債務の額は6,440百万円であります。</p>	<p>11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,416百万円が含まれております。</p> <p>12 社債は、劣後特約付社債7,000百万円であります。</p> <p>13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当社の保証債務の額は5,499百万円であります。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
<p>2 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 237百万円</p> <p>無形固定資産 108百万円</p> <p>3 その他経常費用には、貸出金償却359百万円、貸倒引当金繰入額15百万円、株式等償却217百万円を含んでおります。</p> <p>4 特別利益には、償却債権取立益159百万円を含んでおります。</p> <p>5 特別損失には、固定資産処分損10百万円、減損損失25百万円、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額22百万円を含んでおります。</p> <p>6 使用方法の変更や市場価格の著しい低下により、資産グループのうち割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないものについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額25百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>・岡山県外 用途 営業用店舗3か所 種類 建物動産等 減損損失 25百万円</p> <p>資産のグルーピングの方法は、営業用店舗については管理会計上の最小区分である営業店単位で行っており、その他遊休資産等については各々独立した単位で行っております。</p> <p>資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」（国土交通省平成14年7月3日）に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	<p>1 その他経常収益には、償却債権取立益183百万円を含んでおります。</p> <p>2 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 225百万円</p> <p>無形固定資産 109百万円</p> <p>3 その他経常費用には、貸出金償却149百万円、貸倒引当金繰入額207百万円、株式等償却159百万円を含んでおります。</p> <p>5 特別損失には、固定資産処分損4百万円を含んでおります。</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	1,684	4	0	1,687	(注)
合計	1,684	4	0	1,687	

(注) 当中間会計期間の株式の変動理由は、増加については単元未満株式の買取り、減少については単元未満株式買増請求によるものであります。

当中間会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	1,701	7		1,708	(注)
合計	1,701	7		1,708	

(注) 当中間会計期間の株式の変動理由は、増加については単元未満株式の買取りによるものであります。

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

前事業年度(平成23年3月31日)

(ア) 有形固定資産  
事務機械であります。

(イ) 無形固定資産  
ソフトウェアであります。

当中間会計期間(平成23年9月30日)

(ア) 有形固定資産  
事務機械であります。

(イ) 無形固定資産  
ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

前事業年度(平成23年3月31日) (単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	57	34		21
無形固定資産	105	62		43
合計	163	97		65

当中間会計期間(平成23年9月30日) (単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	中間会計期間末 残高相当額
有形固定資産	64	37		25
無形固定資産	111	73		37
合計	175	111		63

未経過リース料期末残高相当額 (単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	35	32
1年超	38	40
合計	74	72

リース資産減損勘定期末残高

前事業年度(平成23年3月31日)

リース資産減損勘定年度末残高 百万円

当中間会計期間(平成23年9月30日)

リース資産減損勘定中間会計期間末残高 百万円

支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失  
(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
支払リース料	33	19
リース資産減損勘定の取崩額		
減価償却費相当額	29	16
支払利息相当額	3	1
減損損失		

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間会計期間への配分方法については、利息法によっております。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	32	38
1年超	207	239
合計	240	277

(有価証券関係)

前事業年度(平成23年3月31日現在)

子会社及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

なお、市場価格がないため、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式は以下のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	11
関連会社株式	1
合計	12

当中間会計期間(平成23年9月30日現在)

子会社及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

なお、市場価格がないため、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式は以下のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	11
関連会社株式	1
合計	12

(資産除去債務関係)

前事業年度(平成23年3月31日)

当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	31百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	百万円
その他増減額(は減少)	7百万円
期末残高	25百万円

当中間会計期間(平成23年9月30日)

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	25百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	百万円
その他増減額(は減少)	0百万円
当中間会計期間末残高	25百万円

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	円	4.96	4.46
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	571	514
普通株主に帰属しない金額	百万円		
普通株式に係る中間純利益	百万円	571	514
普通株式の期中平均株式数	千株	115,104	115,085

(注) なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4 【その他】

##### 中間配当

第129期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）中間配当につきましては、平成23年11月11日開催の取締役会において、平成23年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

中間配当金額	287百万円
1株当たりの中間配当金	2円50銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成23年12月7日

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月25日

株式会社トマト銀行  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 津 田 多 聞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鶴 森 寿 士
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 伊 加 井 真 弓

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トマト銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

#### 中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トマト銀行及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。



## 独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月25日

株式会社トマト銀行  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 津 田 多 聞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鶴 森 寿 士

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊 加 井 真 弓

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トマト銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第129期事業年度の中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トマト銀行の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。